

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 15 日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

電子申請等における旧様式による資格取得届の提出について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 12 月 2 日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年 6 月 9 日法律第 48 号）が施行されることに伴い、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ健康保険証（健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行することとされたところです。併せて、マイナ健康保険証による資格確認を受けられない状況にある方に対しては、医療保険者等から資格確認書を交付することとされています。

これに伴いまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 6 年 8 月 30 日厚生労働省令第 119 号）により、「資格確認書発行要否」欄を設けた資格取得届の様式（以下「新様式」という。）をお示ししているところです。

今般、従来 of 資格取得届の様式（以下「旧様式」という。）から当該新様式への円滑な移行を目的として、旧様式による電子申請又は電子媒体申請（以下「電子申請等」という。）に係る運用について、下記のとおりお示ししますので、御了知いただくとともに適切に御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 旧様式により資格取得届の提出の受付を行う場合の運用について

旧様式により資格取得届の電子申請等の受付を行う場合は、各組合の判断により以下の①又は②のうちいずれかの方法を選択した上で、事業主に対し自組合が選択した方法を周知いただくようお願いいたします。

なお、事業主において電子申請等にかかるシステム改修が必要になる場合も
ございますので、速やかな周知をお願いいたします。

① 事業主が旧様式の資格取得届の備考欄に「資格確認書要」と記載する方法

※ 「資格確認書要」の文言は固定でお願いします。

※ 備考欄に「資格確認書要」と記載した上で、職権交付の具体的な理由を把握するために、組合の判断において、別途その理由を求めることや、事業主の協力の下、資格確認書交付対象者リストを添付することは差し支えありません。

② 事業主が旧様式の資格取得届に資格確認書発行の要否を記載することは不要とし、組合において、加入者情報を中間サーバーに登録後、マイナ保険証の利用登録状況を随時確認する方法

※ 旧様式の書面による届出においても上記と同様の取扱いとします。

2. 新旧様式並行受付期間について

4月に資格取得届の提出が多く見込まれること等を踏まえ、事業主からの旧様式の資格取得届による電子申請等につきまして施行から半年後の令和7年6月1日まで受付を行うようお願いします。なお、令和7年6月2日以降も旧様式の受付を行うことを妨げるものではありません。

なお、事業主が旧様式による申請を行う可能性がないことが明らかな場合についてはこの限りではありません。

3. その他

令和6年12月2日に向けて、日本年金機構の届書作成プログラム（以下「届書作成プログラム」という。）の新様式（健康保険組合提出用）に係る仕様書を公開しておりますが、仕様チェック機能の対応は令和7年1月末頃となります。また、電子申請又は電子媒体申請（以下「電子申請等」という。）を利用している事業主のうち、届書作成プログラムを活用して健康保険組合提出用のファイルを作成して電子申請等を行っている事業主につきましては、当面の間、旧様式で作成されることとなりますのでお知らせいたします。届書作成プログラムにより新様式での作成が可能となる時期につきましては、改めてご連絡いたします。（年金事務所提出用のファイルは12月2日から新様式で作成可能です。）

なお、民間ソフトウェアベンダが提供するアプリケーションを使用して電子申請等を行っている事業主につきましては、電子媒体届書作成仕様書に基づいて新様式で電子申請等を行うことは可能ですので、健康保険組合には旧様式又は新様式のどちらの申請の場合もあり得ることを申し添えます。

被扶養者異動届につきましては、届書作成プログラムでの電子申請等に対応しておらず、民間ソフトウェアベンダが提供するアプリケーションにより新様式により電子申請等を行うこととなりますが、旧様式により対応する場合には上記1.及び2.と同様の対応によることが考えられます。

以上